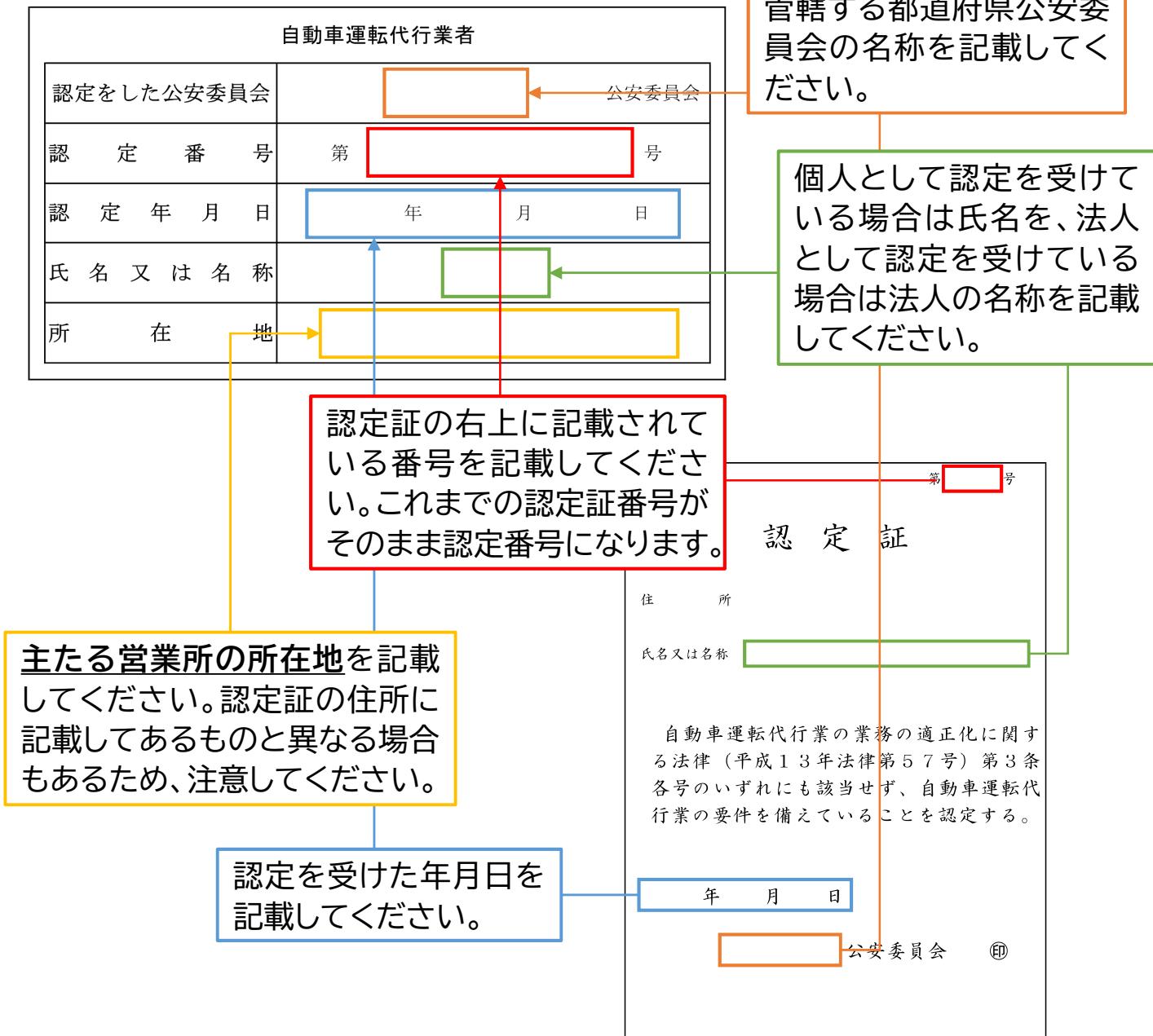


自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

標識の記載方法について



標識を作成する際の留意事項

- 標識の作成は、電子データの編集を原則とします。
- 電子データの編集に必要な環境が用意できない場合は、印刷した上で、油性マジック等の消えないペンで見やすく記載してください。
- 主たる営業所に掲示する標識は、A4サイズで印刷してください。
- 印刷する向きの指定はありませんが、都道府県警察のウェブサイトでダウンロードすることができる標識のデータは、そのまま印刷すると横向きで出力されるようになっています。